

国自審第2563号  
令和8年2月16日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知願います。

国自審第2563号  
令和8年2月16日

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成6年12月1日付自審第1530号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、了知願います。